

応募資格について

- 1 小規模保育事業の設置主体は、次の要件を満たすこと。
 - (1) 保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
 - (2) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
 - (3) 千葉市の保育事業の一翼を担う認可保育事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
 - (4) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係法令及び千葉市の指導を遵守できること。
 - (5) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が小規模保育事業の設置主体となる場合は、資産要件として、小規模保育事業の年間事業費の1/2分の3以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (6) (5) を含む施設運営所要額、法人設立所要額及び施設整備所要額を自己資金、贈与金等市の指定する財源で保有していること。ただし、施設整備所要額については、借入金にすることもできることとする。
 - ※上記の資産は開園する小規模保育事業の資金であり、他の事業に使用する予定の資金は財源とはできません。
 - (7) 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。
 - (8) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が保育所の設置主体となる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。
 - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の制限または規制に違反している者。
 - カ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税、各種利用料を滞納している者。
 - キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
 - ク 千葉市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (9) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が小規模保育事業の設置主体となる場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア 経営者(設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
 - イ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次のいずれにも該当すること。
 - a 管理者が、保育所等(保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。)において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、実務を担当する経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。
 - b 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。以下同じ。)及び管理者を含む運営委員会(小規模保育事業の運営に関し、当該小規模保育事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - (イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び管理者を含むこと。

- ウ 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む。）。
- エ 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。
- (10) 法人の場合、令和2年4月1日から継続して、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C型を除く）、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（千葉市保育ルーム、東京都認証保育所等）を適切に運営していること。
- (11) 整備計画を策定し、当該計画を遵守すること。

設備基準及び職員配置基準について

小規模保育事業の施設整備における設備基準及び職員配置は、条例に基づいており、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。国法令や条例に規定されていない条件は、望ましい事項として記載するものです。

1 設備基準

小規模保育事業の基準は以下の3類型となります。

	A型	B型	C型
乳 児 室 又は、 ほ ぶ く 室	0～1歳児1人当たり 3.3 m ²		
保 育 室 又は 遊 戯 室	2歳児1人当たり 1.98 m ²		2歳児1人当たり 3.3 m ²
屋 外 遊 戯 場	2歳以上児1人当たり 3.3 m ² (近隣の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)		
調 理 設 備	設置 ※連携施設から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備		
ト イ レ	設置		
保 育 用 具	設置		

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。

※ 沐浴が可能な環境を整えること。

※ 一時預かり事業を実施する場合も、年齢構成に応じた基準を満たすこと。

次の事項についても厳守すること。

- (1) 耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は耐震補強工事実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）
- (2) 既存建物を活用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。なお、交付されていない場合であっても、提出された遵法性調査の結果により認める場合があります。（ただし、建築確認を受けていない建物は除く。）
- (3) 施設の延床面積が200 m²を超える場合、原則として認可予定者として決定後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。現在、当該建物を保育施設として利用しており、用途が保育所でない場合には、遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。
施設の延床面積が200 m²以下の場合、建築基準法の規定をはじめ基準等について、建築士により適合していることを証する判定書を提出すること。
- (4) 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。
- (5) 室内空気中の市の指定する項目の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であること。（検体数は問わないが、対象にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、フェルソルベンを含む調査とすること。）
- (6) 同一敷地内に屋外遊戯場（面積基準を下回るものを含む）を設ける場合は、土壤に問題のない土地であること。
- (7) 工事請負・備品等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、千葉市の契約規則等に準拠すること。
- (8) 建築基準法、児童福祉法、都市計画法及び消防法等を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、設置場所については、児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮するとともに、保育室等を2階以上に設置する場合の要件については十分留意すること（別添3参照）。また、各保育室からの2方向の避難経路を確保等について、市の指導に従うこと。
- (9) 本計画に必要となる消防設備について、千葉市所轄消防署と協議を行うこと。
- (10) 千葉市所轄消防署に対して必要な届出を行うこと。
- (11) 敷地境界や施設出入口には、不審者の侵入防止策のための措置を講じること。
- (12) 調理室を計画するにあたり、厨房の衛生管理方法に関して、千葉市保健所の指導を受

けること。

(注) (1)、(4)、(5)、(6) 及び (10) については、小規模保育事業の設置認可申請時(令和5年3月頃)までに、それぞれ内容を証明する書類を提出していただきます。

※ 保育ルーム等からの移行の場合は、市の認める範囲で書類を省略することができます。

※ 上記の各事項を確認するために、関係機関や建築士等の発行する証明書類の提出を依頼することがあります。

2 職員配置基準

		A型	B型	C型
管理者		必置（保育従事者との兼務可）		
保育従事者	資格	保育士(※1) ※1 保健師又は看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士(※1)+保育従事者(※2) ※1 保健師又は看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。	家庭的保育者(※2) なお、家庭的保育者のうち1人は保育士とすること。
※ 右記の配置基準に加え、給付費を受給するための基準として、以下のとおり配置すること。 ・非常勤保育従事者1人（A型については非常勤保育士1人） ・保育標準時間児童が利用する場合は非常勤保育従事者1人（A型については非常勤保育士1人）	配置割合	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※ 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置 ※ B型は上記※1を含めた保育従事者のうち1/2以上保育士であること		【0～2歳児】3：1 ※ 補助者を置く場合、5：2
嘱託医 嘱託歯科医		必置 ※児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医から受ける場合は置かなくてよい。		
調理員等		必置 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。		

- ※ 管理者は、保育所をはじめとする児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- ※ 栄養士は、配置あるいは連携施設に配置されていることが望ましい。配置しない場合も、栄養士との委託契約等により、アレルギー児対応・栄養相談等の体制を整えること。

※保育士等の配置要件緩和について（A型のみ）

以下のとおり保育士等の配置要件を緩和します。詳しくは別添8（保育士等配置要件緩和について）をご覧ください。

	項目	内容
1	朝夕等の保育士配置の要件弾力化	朝夕などの時間帯において、基準条例第29条第2項各号に定める数の合計数が1となる時（計算上、必要な保育士が合計2となる時）は、保育士の配置を1人とし、当該保育士に加えて、保育士資格を有しない一定の者を配置することができることとする。※別添9参照
2	幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。
3	研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	研修代替要員など利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超過して必要となる職員について、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなすことができることとする。

建物構造等に係る条例及び認可要綱が定める基準

注意事項

○保育室等が設置される最上階の基準が該当します。

例 保育室等が2階と3階にある場合：「保育室等が3階の場合」

保育室等が2階から4階にある場合：「保育室等が4階以上の場合」

○以下の内容は、本市条例等に基づくものです。このほか、建築基準法や消防法等で定められている基準についても、遵守してください。

○用語について

建基法：建築基準法

建施令：建築基準法施行令

保育室等が2階の場合

項 目		内 容
1	建物の用途	建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
2	建物構造	耐火建築物（建基法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建基法第2条第9号の3）であること。
3	階段 常用 （右の中から1以上設けること。）	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用 （右の中から1以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項） 2 屋内特別避難階段（建施令第123条第3項） 3 待避上有効なバルコニー（次の要件を満たすこと） ● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している ● 2m以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備 ● 出入口の戸は、幅0.75m以上、高さ1.8m以上、下端床面からの高さ0.15m以下 ● 待機面積は階の保育室等面積の概ね1/8以上 ● 幅3.5m以上の道路又は空地に面している ● 原則、保育室等から歩行距離50m以内に直通階段を設置 ※待避上有効なバルコニーは、一時的に避難し、消防隊による救助を期待するものであるため、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 4 屋外傾斜路（建基法による準耐火構造）又はこれに準ずる設備 5 屋外階段
4	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。 また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。

保育室等が3階の場合

項 目		内 容
1	建物の用途	建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
2	建物構造	原則として、耐火建築物であること。※建築法令の規定による。
3	階段	
	常用 (右の中から1以上設けること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第 123 条第 1 項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第 123 条第 3 項) 3 屋外階段
	避難用 (右の中から1以上設けること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第 123 条第 1 項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第 123 条第 3 項) 3 屋外傾斜路 (建基法による耐火構造) 又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	階段までの距離	保育室等の各部屋から、常用・避難用の設備のいずれかまでの歩行距離が30m以下とすること。
4	転落防止	<p>保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。</p> <p>また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。</p>
5	その他	調理設備と他の区画を防火設備で区画すること。
		防火区画は、耐火構造 (建基法) の床・壁・特定防火設備 (建施令第 112 条第 1 項) で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられている (但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く) こと。
		強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
		建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
		非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。
カーテン・敷物・建具等の可燃性は防炎処理を行うこと。		

保育室等が4階以上の場合

項 目		内 容
1	建物の用途	建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
2	建物構造	原則として、耐火建築物であること。※建築法令の規定による。
3	階段 常用 (右の中から1以上設けること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第 123 条第 1 項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第 123 条第 3 項) 3 屋外避難階段 (建施令第 123 条第 2 項)
	避難用 (右の中から1以上設けること。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第 123 条第 1 項) (当該階段の構造は建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は不室 (階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 2 屋内特別避難階段 (建施令第 123 条第 3 項) 3 屋外傾斜路 (建基法による耐火構造) 4 屋外避難階段 (建施令第 123 条第 2 項)
	階段までの距離	保育室等の各部屋から、常用・避難用の設備のいずれかまでの歩行距離が 30m 以下とすること。
4	転落防止	<p>保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。</p> <p>また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。</p>
5	その他	調理設備と他の区画を防火設備で区画すること。
		防火区画は、耐火構造 (建基法) の床・壁・特定防火設備 (建施令第 112 条第 1 項) で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられている (但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く) こと。
		強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
		建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
		非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。
カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。		

千葉市小規模保育事業整備事業者募集に係る申請書類について

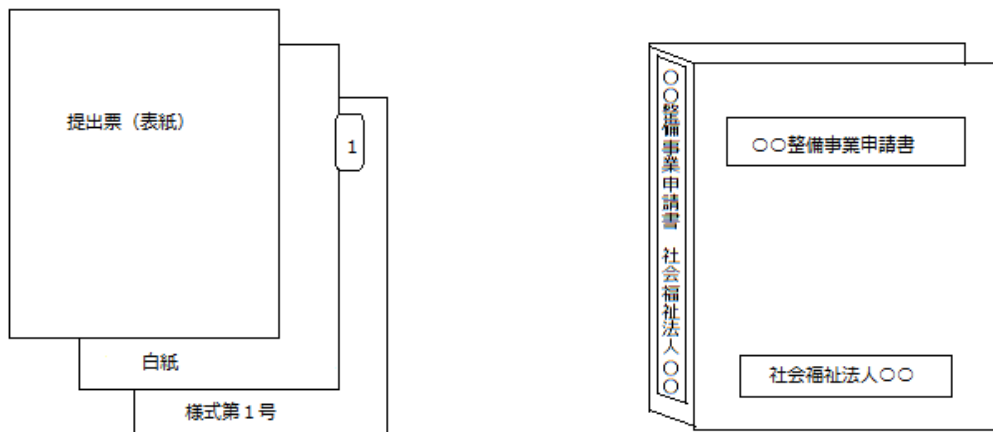
番号	チェック欄	市確認欄	書類の名称	必要書類
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	千葉市小規模保育事業整備事業申請書(様式第1号)	○
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請に係る施設等の概要調書(様式第2号)	○
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の所在する建物等の状況調書(様式第3号)	○
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小規模保育事業所用地の登記履歴事項証明書(法務局にて取得)※1	○
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小規模保育事業所建物の登記履歴事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	概略配置図・平面図(A3サイズ)(部屋の使用年齢、定員、床面積を記載すること)、採光計算	○
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人理事・監事・評議員一覧(様式第4号)	○
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人代表者の履歴書並びに管理者予定者の履歴書(最新のもの)及び資格を証する書類(管理者予定者の履歴書は、勤務経年数(施設の種別、認可・認可外の別)、管理者や主任保育士等を務めた場合はその期間がわかるように記載すること)	○
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小規模保育事業所設置運営資金計画(様式第5号) ① 自己資金関係書類 ア 自己資金内訳書(様式第6号) イ 銀行等の残高証明書※3 ② 銀行等の融資に係る協議状況の報告書(様式不問)及び借入金償還計画表(様式第10号) ※個人からの融資の場合は、貸付者の銀行等の残高証明書※3 ③ 贈与金関係書類 ア 贈与契約書の写し(様式第7号)(参考) イ 銀行等の残高証明書※3 ※償還金贈与を受ける場合、贈与者の所得証明書又は課税証明書(最新年度分)※1 ウ 銀行等の融資に係る協議状況の報告書(様式不問)	○
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事等関係書類 ① 工事費等概算見積書(施設整備費・備品費等が確認できる、設計会社等発行のもの) ② 建築確認済証及び確認申請書(既存施設利用又は建築中の場合) ③ 検査済証の写し(既存施設利用の場合) ※交付されていない場合は、遵法性調査の結果報告書 ④ 工事工程表 ⑤ 用途変更に係る関係機関との協議状況調書(様式第23号)(既存施設利用の場合)※2 ⑥ 建築士による判定書(既存施設の利用で、建物用途が保育所以外で200㎡以下の場合)※2 ⑦ (新耐震基準以前の建物の場合)耐震基準を満たしていることを証する書類 ⑧ 千葉市所轄消防署との協議議事録 ⑨ 千葉市保健所との協議議事録	○
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物賃借に係る賃借料・契約期間等契約条件の分かるもの(様式第13号)(参考)	△※4
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直近3か年分の決算書(株式会社等にあつては、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む。保育所を運営している法人にあつては、運営する保育所(複数ある場合は最も新しい保育所1か所)の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表を含む)及び法人税申告書の写し ※ 5 ① 当該法人分 ② 重要な関係会社(議決権のある株式を50%以上取得している親会社又は法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社)分	○
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所轄庁との協議状況調書(様式第14号)	○
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類※5	○
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人の登記履歴事項全部証明書※1	○
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書(法人)①及び②の両方を添付。(納税義務がないものは不要。) ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(税務署にて取得)※1 ② 法人本部所在自治体に対し納税義務を負う者は、滞納がない旨の証明書(滞納がない旨の証明書が出ない自治体の場合は、最新年度の納税証明書(全税目))※1 (千葉市の場合は、各市税事務所市民税課、各市税出張所及び市民センターにて取得) ※千葉市内に法人本部がある場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人用)で代替可。 (様式第24号) 納税証明書(法人代表者) ① 法人代表者の居住自治体における滞納がない旨の証明書(滞納がない旨の証明書が出ない自治体の場合は、最新年度の納税証明書(全税目))※1 ※法人代表者が市内に住所を有している場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人代表者用)で代替可。(様式第24号の2)	○
17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現在運営している施設の概要(パンフレット等でも可)	○
18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営施設関係書類 ① 認可通知書の写し(認可・認証年月日がわかる自治体発行のもの) ② 監査対象年度一覧表(参考様式) ③ 直近5か年の法人及び施設(教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業も含む)の指導監査結果及び改善勧告等に係る通知書並びに改善報告書の写し(学校法人の法人監査について、直近5か年で法人監査がなかった場合は直近1回分) ④ 監査等結果誓約書(様式第31号)	○
19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	提案書(様式第15号)	○
20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全体的な計画及び各年齢の指導計画(認可化移行の場合は、現在のものでも構わないが、認可移行にあつての修正・変更点等を示すこと)	○
21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	屋外活動に関する計画書(様式第16号)(公園等を屋外遊戯場の代替施設とする場合のみ)	△
22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小規模保育事業所設置予定位置図(様式第17号)	○
23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土地贈与契約書等の写し(様式第18号)(参考)	△
24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理事、監事及び評議員の就任承諾書(様式第20号・様式第21号・様式第30号)、及び履歴書	△※6

25	□	□	管理者就任承諾書(様式第22号)	○
26	□	□	連携施設に係る調書(様式第26号)及び経路を記載した地図 ※代替保育に係る連携施設が確保できない場合は、代替保育の提供に係る連携協力に関する調書(様式第26号の2)を提出すること。	○
27	□	□	給食提供に係る調書(様式第27号)	○
28	□	□	近隣への事前説明状況に係る調書(様式第28号)及び説明範囲を示す地図、説明資料	○
29	□	□	誓約書(欠格事由等に関するもの)(様式第29号・様式第32号)	○
30	□	□	その他必要な書類	△

- ※1 申請日前3か月以内に発行された原本を正本に添付してください。
- ※2 建物を新築し、当該物件を賃貸する場合は不要です。
- ※3 申請日前1か月以内に発行された原本を正本に添付してください。
- ※4 自己所有物件で整備する場合は不要。土地を賃借する場合は「建物」を「土地」に置き換えて作成。
- ※5 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付してください。
- ※6 社会福祉法人設立の場合は添付してください。
- ※7 その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。

【書類の提出方法について】

書類を揃え、A4サイズのフラットファイルに綴じ、インデックスを付けた上で正本1部、副本14部(副本は正本のコピーで可)の15部を提出してください。(フラットファイルに綴じ際は、下の左図のように、各様式には直接インデックスを付けず、白紙を一枚挟み、その白紙にインデックスを付けてください。また、フラットファイルには、下の右図のように、整備事業名と法人名がわかるようなラベルを貼ってください。)



各様式及び提案書は、電子データ(CD-R又はDVD-R)でも提出してください。(電子データについては本市のファイルの種類・バージョンを変更しないでください。)

【提案書の内容について】

提案書については、以下の全項目について記載すること。

- ① 応募の動機・経営理念について
小規模保育事業実施の動機や目的、法人としての経営理念、経営陣プロフィールなど
- ② 職員について
管理者および職員の配置の考え方、職員の処遇、職員研修、保育士や嘱託医・調理員の確保の見込みなど
- ③ 保育の内容について
保育の計画策定に関する考え方、利用者の立場に立った保育、屋外での活動、給食・食育、要配慮児保育など
- ④ 運営について
運営体制・会計経理の体制、苦情処理、情報管理、第三者評価の導入、虐待防止に関する事など
- ⑤ 保健・安全管理について
非常災害対策、保健・安全対策、嘱託医・嘱託歯科医との連携など
- ⑥ 地域活動等について
地域・家庭との関わり、地域住民への説明状況など
- ⑦ 資金計画について

- 施設整備にあたっての必要額（調達先）、事業実施初年度の収支予算計画など
- ⑧ 保育施設の運営実績について
既存の保育施設の運営実績など
 - ⑨ アピールポイント
独自の取組、休日保育・一時預かりの検討状況、既存施設との連携、経営破綻しないための対策と破綻時の対応など
 - ⑩ 施設の状況
整備場所、周辺環境、整備手法、施設設計の考え方など

【概略配置図・平面図の記載事項について】

A3サイズとすること。

以下の項目を記載すること。

1 配置図

- (1) 道路 名称（建築基準法上の道路扱い）、幅員、道路境界線、高低差
- (2) 隣地等 隣地境界線、高低差、擁壁
- (3) 建物 出入口、境界までの距離
- (4) 外構 内扉、外柵、駐車場、スロープ勾配
- (5) 園庭 面積、遊具の配置
- (6) 方位
- (7) 真北距離（隣地境界線までの真北方向への最短水平距離）
- (8) 地番地名
- (9) 建ぺい率、容積率
- (10) 用途地域

2 平面図

- (1) 各室 名称、面積、出入口、窓、壁、調乳スペース、沐浴設備、手洗器（高さも）、下駄箱、ロッカー（寸法も）、間仕切り（高さも）、更衣室、休憩スペース
保育室は、部屋の使用年齢、定員、床面積（部屋面積及び有効面積）
調理室は、器具等の配置
- (2) 便所等 便器（大、小）、手洗器、仕切りの有無（手洗器、仕切りについては高さも）
- (3) 階段等 最低基準（別添3）に該当する階段等の名称、蹴上の高さ
- (4) 廊下 幅員
- (5) その他 最低基準を満たす設備等（防火上主要な間仕切り壁、転落防止設備等、出入口のセキュリティ設備等）

3 その他必要な記載事項

- (1) 保育室ごとの面積・有効面積・定員の一覧表
- (2) 採光面積 採光有効面積、計算式（断面図含む）
- (3) 排煙、換気に関する計算式
- (4) 各階床面積
- (5) 別添3（設備の基準）が確認できる図面等
- (6) 建物内部床高
- (7) 避難経路（距離も）
- (8) 段差の高さ

質問票

令和 年 月 日

法人名	
担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
メールアドレス	
質問内容	

- ・ 質問票の送付先 FAX : 043-245-5629
E-mail : seidosuishin@city.chiba.lg.jp

- ・ 質問票の提出締切 令和4年11月11日(金)午後5時

質問の回答については、随時行います。また、幼保支援課ホームページにて随時質問と回答を公表します(質問者の氏名等の公表は行いません。)ので、最新の質問と回答をご確認のうえご質問ください。

連携施設の設定について

小規模保育事業については、保育内容の支援などについて連携協力を受ける連携施設の設定が必要となります。

(1) 連携契約の内容

連携契約の内容については、各小規模保育事業の状況により異なりますが、基本的には以下の内容が想定されます。(以下はあくまで想定される項目であり、自園の体制などを踏まえて必要な項目について契約を締結することとなります。)

項目	内容
代替保育実施費用 【代替職員人件費】	代替保育を行う際の非常勤職員の人件費。
同上 【給食費】	代替保育や集団保育を行う際の給食費。
嘱託医契約	連携施設の嘱託医による健康診断、歯科検診の合同受診を実施する。
嘱託栄養士契約	円滑適切に給食が提供できるよう、栄養士による献立作成支援、アレルギー児対応、その他給食内容に係る相談・助言を実施する。
給食搬入契約	給食の搬入に係る契約(連携施設からの搬入を行う場合)
支援体制	保育の適切な提供に必要な、小規模保育事業所に対する相談・助言、その他保育の内容に関する支援・指導を実施する
合同保育	必要に応じ、連携施設の運営に支障のない範囲で、主に2歳児に対する集団保育の機会の確保として、定期的な合同保育を実施する。
地域参加	連携施設及び地域の行事に関する情報提供や、当該行事への参加。
園庭開放	必要に応じ、連携施設の運営に支障のない範囲で、施設や屋外遊技場を利用する。
卒業後の受け皿	小規模保育事業に在籍する児童が3歳に到達した際、連携施設において受け入れができるよう、優先受入枠を設定する。

(2) 協定書について

連携契約においては、協定書等の締結が必要となります。書式は任意ですが、作成の際は、次頁の書式(参考1)をご参考ください。

(3) 代替保育について

代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、次の条件を満たす場合は、代替保育の提供に係る連携施設の確保に代わり、小規模保育事業(A型、B型)又は事業所内保育事業を行う者を、代替保育の提供に係る連携協力を行う者として確保することができます。※協定書作成の際は次頁の書式(参考2)をご参考ください。

- ① それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ② 代替保育を行うものの本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

連携に関する協定書

◎◎法人〇〇 〇〇園（以下「甲」という。）と小規模保育事業●●園（以下「乙」という。）は、連携施設の設定について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（保育内容の支援）

- 第1条 甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。
- 2 甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。
- 3 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。
- 4 甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

- 第2条 甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。
- 2 乙は、甲に対して、乙の施設へ代替職員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●, ●●●円（1日あたり）を支払うものとする。
- 3 乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●●, ●●●円（1日あたり）を支払うものとする。

（卒園後の受け入れ）

- 第3条 甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。
- 2 甲は、毎年4月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。
- 3 乙は、毎年〇月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、報告する。
- 4 甲は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

（食事の提供）

- 第4条 甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。
- (1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。
- (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。
- 2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で児童に食事を提供する。
- 3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。
- (1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。
- (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。
- 4 乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。

（事故への対応）

- 第5条 交流事業における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。
- 2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

（連携に係る経費の負担）

- 第6条 乙は甲に対して、連携施設経費として月額●●,●●●円を負担する。

- 2 甲は乙に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。
- 3 乙は甲からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。

(効力の期間)

第7条 この協定書の効力は、令和 年 月 日より〇年間とし、継続する場合は年 月末までに誠意をもって協議すること。

(信義誠実の原則)

第8条 甲と乙は、この協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この協定書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第9条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市△△区△△町■丁目■番■号
◎◎法人○○

理事長 ○○ ○○ 印

乙 千葉市△△区△△町■丁目■番■号
●●●法人

代表取締役 ●● ●● 印

代替保育の提供に係る連携協力に関する協定書

◎◎法人〇〇が運営する〇〇園（以下「甲」という。）と〇〇法人が運営する〇〇園（以下「乙」という。）は、代替保育の提供に係る連携協力について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（代替保育の提供）

第1条 甲又は乙は、一方の職員が病気や研修受講等により保育を提供することができない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。ただし、代替保育の提供を行う事業の業務に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、代替保育の提供を行わないこととする。

（事故への対応）

第2条 代替保育における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する事業において責任を負う。

2 利用児童が甲乙の事業を移動する際には、利用児童が在籍する事業において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する事業において責任を負う。

【相手方の事業所で児童の受け入れを行う場合】

（代替保育の方法及び経費の負担）

第3条 代替保育の方法は、甲又は乙の在籍児童を相手方の事業所で受け入れることにより、保育を提供するものとする。

2 前項の代替保育の提供を受ける場合は、児童1人につき●, ●●●円（1日あたり）（又は1時間あたり）を支払うものとする。

3 甲又は乙は、代替保育の提供をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、代替保育に係る経費を請求することができる。

4 甲又は乙は、請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。

【相手方の事業所での児童の受け入れ及び職員の派遣を行う場合】

（代替保育の方法及び経費の負担）

第3条 代替保育の方法は、甲又は乙の在籍児童を相手方の事業所で受け入れ、又は甲又は乙の保育士を相手方に派遣することにより、保育を提供するものとする。

2 甲又は乙の在籍児童を相手方の事業所で受け入れることにより保育の提供を受ける場合は、児童1人につき●, ●●●円（1日あたり）（又は1時間あたり）を支払うものとする。

3 甲又は乙の保育士を相手方に派遣することにより、保育の提供を受ける場合は、1人につき●●, ●●●円（1日あたり）（又は1時間あたり）を支払うものとする。

4 甲又は乙は、代替保育の提供をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、代替保育に係る経費を請求することができる。

5 甲又は乙は、請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。

（効力の期間）

第4条 この協定書の効力は、令和_____年_____月_____日より〇年間とし、継続する場合は年_____月末までに誠意をもって協議すること。

（信義誠実の原則）

第5条 甲と乙は、この協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この協定書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市△△区△△町■丁目■番■号
◎◎法人○○

理事長 ○○ ○○ 印
(○○園)

乙 千葉市△△区△△町■丁目■番■号
●●●法人

代表取締役 ●● ●● 印
(○○園)

(4) 公立保育所との連携

設置者による連携先の設定が困難な場合は、公立保育所を連携施設とすることも可能な場合がありますが、連携を希望する事業所の立地や連携項目、保育所側の受け入れ体制などにより個別に協議させていただきますので、必ず事前にご相談ください。連携可能な場合の契約内容は以下の通りとなります。

(1) 単価契約		
項 目	内 容	
給食費	集団保育を行う際の給食費です。 ※代替保育は行いません。	
(2) 固定契約		
項 目	内 容	
連携基本契約	経費部分	・円滑かつ適切に給食が提供できるよう、栄養士による献立作成支援、アレルギー児対応、その他給食内容にかかる相談・助言を行います。
		・保育の適切な提供に必要な、相談・助言、その他保育の内容に関する支援・指導を行います。
	サービス部分	・必要に応じ、連携施設の運営に支障のない範囲で、集団保育の機会の確保として、定期的な合同保育を行います。
		・必要に応じ、連携施設の運営に支障のない範囲で、施設や屋外遊戯場を開放します。

代替保育、嘱託医、給食の搬出については公立保育所では対応できませんので、自園や他の連携先での確保をお願いします。

相談、助言等の支援、合同保育の実施項目や実施方法、回数などの詳細については、連携を希望する小規模保育事業所と各保育所の状況により異なります。

小規模保育事業に係る補助金一覧（令和4年10月現在）

補助事業等の項目		補助内容
地域型保育事業所運営事業補助金	要配慮児保育	要配慮児保育を実施するため人件費を補助（要配慮児3:1） （参考）R4:2,619千円／年（保育士加配1人につき） ※補助基準額及び対象経費が、給付費の障害児保育加算を上回る場合に差額を支給
	寝具乾燥費	児童が使用する敷き布団・掛け布団・毛布の乾燥に要する経費（1年間で8回分まで）を補助 ・敷布団枚数×132円 ・掛布団枚数×99円 ・毛布枚数×66円 ※上記金額はR3年度単価です。（参考）
	緊急通報装置運用費	児童の安全管理に要する委託経費に対する補助。 （参考）R4:月額6,000円（上限）×12か月
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	[日本スポーツ振興センターが定めた児童一人当たりの共済掛金から、保護者負担分を除いた金額]×児童数 （参考）R4:A階層児55円、B階層児365円、一般児（C階層以上）234円
	使用済み紙おむつ処理経費等補助	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要する経費に対する補助。 ・月額275円（上限）×3歳未満児数（10月1日現在の児童数×12月）
その他	産休等代替職員補助	・産休等代替職員の賃金に要した額と、5,940円/日×勤務日数（雇用承認した期間の範囲内）の額のいずれか少ない方の額
	休日保育事業	休日保育の実施に係る経費が給付費加算額を超えた場合、超えた額を補助する。 ※補助限度額：給付費加算額×1.5倍－給付費加算額
	一時預かり事業	補助基準額（利用児童数により算出）と補助対象経費（保育料を除いた額）とを比較し、いずれか低い額を補助
	延長保育事業	補助基準額（利用児童数により算出）と補助対象経費（保育料を除いた額）とを比較し、いずれか低い額を補助
	研修代替職員雇用費補助	補助基準額（対象となる研修に要した時間に1日（7時間45分）当たり1万円を乗じた額）と補助対象経費（賃金及び交通費）とを比較し、いずれか低い額を補助

保育人材の確保に係る補助（令和4年10月現在）

補助事業等の項目	補助内容
保育士等給与改善事業	<p>職員の給与改善に要する経費の補助 対象：1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士、保育教諭、看護師等のみなし保育士 補助額：月額最大3万円(事業主負担分の法定福利費を含めても可)</p>
保育士等宿舍借り上げ支援	<p>・保育施設が、雇用する保育士等のために宿舍を借り上げる場合に費用の一部を補助する。 ※補助上限額：月額47,250円(R1年度から引き続き補助対象となる者は経過措置あり) ※「保育士等」とは、以下の①～③のすべてを満たす方を対象とします。 ①保育士、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格証または免許状を保有していること。 ②雇用を開始した日が属する会計年度から起算して8年目の会計年度末までであること。 ③常勤であること。</p>
保育士修学資金貸付	<p>指定保育士養成施設に在学し、保育士資格を目指す学生に対し、修学に必要な資金の貸付けを行う。貸付期間は、2年間を限度とし、卒業後1年以内に保育士登録し、5年以上千葉市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※修学資金：5万円/月以内 貸付の初回に入学準備金として30万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算</p>
保育補助者雇上費貸付	<p>保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。貸付期間は3年間を限度とし、貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合は返還を免除 ※保育補助者の賃金：2,953千円/年以内 ※保育補助者は、週30時間以上勤務をする者が対象</p>
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	<p>未就学児を持つ保育士が、保育士として市内の保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付けを行う。貸付期間は1年間を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※貸付額：保育料の半額(27,000円/月以内)</p>
就職準備金貸付	<p>新たに市内の保育所等に勤務することが決定した保育士に就職準備金の貸付けを行う。貸付けは1回を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※20万円以内または40万円以内。地域の有効求人倍率による。 ※保育士就学資金貸付の就職準備金加算を受けたものは対象外。</p>

※ 補助事業の実施は本市の各年度の予算編成を経て確定します。

※ 上記補助事業は、今後廃止・変更となる可能性があります。

保育士等配置要件緩和について

別添 8

1 概要

待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手確保が喫緊の課題となっていることを受けて、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限的な対応として関係省令が改正されております。本市においても国に準じ条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものです。

2 要件緩和の内容

※認定こども園においては、「保育士」を「保育教諭等」と読み替えます。

(1) 朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低 2 人配置しなければならない要件について、朝夕などの利用児童が少数である時間帯（配置基準を計算して1.4以下になる時）に限り、保育士の配置を1人とすることができる。 ただし、保育士の配置が1人となる場合は、当該保育士に加え、「 <u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u> 」を置かなければならない。 (例) 0歳児が2名、4・5歳児が20名利用している場合 $(2名 \div 3) + (20名 \div 30) = 0.6 + 0.6 = 1.2$ →1.4以下であるため、保育士1人、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人の配置で差し支えない。
(2) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。 なお、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。養護教諭については年齢要件を設けないこととする。
(3) 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「 <u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u> 」を保育士とみなすことができる。

(※)「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、
質の確保の観点から、

- ①保育士資格を有しないが当該施設等(※2)で十分な業務経験(1440時間以上の業務経験)を有する者
- ②子育て支援員研修(※3)のうち地域型保育コースを修了した者
- ③家庭的保育者又は家庭的保育者基礎研修を修了した者
など、適切な対応が可能な者に限る。

(※2) 当該施設等・・・認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)

(※3) 子育て支援員研修については、「6 子育て支援員研修について」を参照

3 対象施設

保育所、小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園が対象となります。

4 保育士とみなす者の適用の範囲

「幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用」及び「研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化」を適用するときには、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければなりません。

○ 必要となる保育士の数が
3分の2以上

(例) 16時～17時において必要となる
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：9人
 - ・養護教諭：1人
 - ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人
- ⇒保育士の比率：13人中9人(約69%)
【保育士3分の2以上】基準を満たす



× 必要となる保育士の数が
3分の2未満

(例) 16時～17時において必要となる
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：8人
 - ・小学校教諭：1人
 - ・養護教諭：1人
 - ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人
- ⇒保育士の比率：13人中8人(約61%)
【保育士3分の2未満】基準違反



5 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等(※)で十分な業務経験を有する者 <u>(1440時間以上の業務経験)</u> ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①要件緩和後の翌年度末 ②勤務前に受講

※当該施設等・・・認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)

※要件緩和対象とする場合は、子育て支援員研修を受講する旨(又は受講済)の誓約書の提出が必要です。

6 子育て支援員研修について

※受講を希望する場合は右記QRコードからHPをご確認ください。

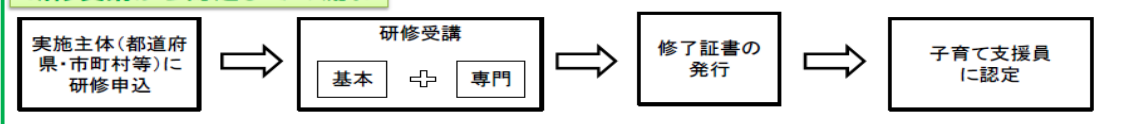
「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事



研修受講から認定までの流れ



7 委託費（給付費）を受給するための基準（毎月1日時点の児童、職員の実人数）

施設種別	配置基準（国） 実人数に応じて計算	委託費（給付費）を受給するための基準
保育所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1 ・4歳以上児 30：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員90人以下 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
小規模保育事業所A型	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1 上記に加え保育士1人	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・保育標準時間対応 非常勤保育士1人
保育所型事業所内 保育事業所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員20人以上 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
認定こども園	保育教諭等を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1 ・満3歳児 20：1 ・4歳以上児 30：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・2、3号の利用定員が90人以下 保育教諭等 1人 ・保育標準時間対応 保育教諭等 1人 ・主幹保育教諭等専任化代替保育教諭等 2人 （うち1人は非常勤講師等でも可）

「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、
「※※保健師、看護師、准看護師」の
配置も可能

「市長が保育士・保育教諭等と同等の知識
及び経験を有すると認める者」、「幼稚園教
諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、
看護師、准看護師」の配置が可能

※委託費（給付費）を受給するための基準（国基準）は6：1です。ただし、実際の保育では市基準の5：1を遵守する必要があります。

※※保育所、幼保連携型認定こども園の場合、乳児が4人以上入所している施設においては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができます。

小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の場合、乳児の人数に関係なく、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができます。

【要件緩和職員を対象とする場合の限度数について】

対象者分類	年齢別配置 (a)	保育標準時 間対応(b)	90人以下定員の 場合の1人加配(c)	最大対象者数 (a)+(b)+(c)
① 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭資格者	2人	1人	1人	4人（児童定員が90人超の場合は3人）